

浦添市デスクトップサービス業務委託契約書(案)

「契約の要項」

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1 契約期間 | 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで |
| 2 契約金額 | 本契約書第2条の通り |
| 3 契約履行場所 | 浦添市庁舎及び市の管理に属する施設（別途仕様書による） |
| 4 契約保証金 | 浦添市契約規則第6条による。 |

浦添市長 松本哲治（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲がパソコン機器等を利用して行政サービスを推進する上で、ソフトウェアの利用方法、操作方法など、日々発生する様々な問合せ、不具合の事象解決を図ることを目的とし、総合受付窓口の設置および職員の問合せの対応、基礎調査、問題事象の解決、ならびに情報政策課の定例業務作業を行うことを目的として、次葉以降の内容によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治

乙

一般条項

(完全合意)

第1条 本契約は、締結日現在における甲及び乙の合意を規定したものであり、本契約締結前に両者間でなされた協議内容若しくは合意事項又は一方当事者から相手方に提供された各種資料若しくは申し入れ及びこれに類するものと本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。

2 本契約に記載されている内容は、甲及び乙の間における本契約に関する合意内容の全てであり、本契約に基づく行為に関し、甲及び乙は、本契約に記載されている内容以上の義務及び責任を有しない。

(契約金額)

第2条 業務委託に関して甲が乙に支払う代金（以下、「費用」という。）は、総額〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額 〇〇円）、月額〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円）とする。

2 消費税及び地方消費税相当額は支払時点において算出し、その算定に関して 1 円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。

3 第1項に記載された消費税及び地方消費税相当額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税及び地方消費税相当額の算定方法に変更が生じた場合は、当該金額は変更されるものとする。

(契約の範囲)

第3条 乙は、甲の委託により別紙仕様書に基づく業務を行う。

(業務報告)

第4条 乙は、委任業務が完了したときは、その日から起算して 20 日を経過した日までに、本契約に基づき履行した業務の報告書を提出しなければならない。

(履行確認)

第5条 甲は、前条の規定により乙から報告書を受けたときは、受領後 10 日以内に検収するものとする。

なお、甲が報告書受領後 10 日以内に検収しない場合で、かつ書面で何等の意義を述べない場合は、当該期限の経過をもって検収は完了したものとみなす。

(委託料の支払い)

第6条 乙は、本契約期間中、甲の指定する方法により、第2条に規定する契約金額を翌月初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の提出する適法な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

3 委託料は、暦月ごとに計算するものとする。

(秘密保持義務)

第7条 本契約において、秘密情報とは次の各号に示すものをいう。

- (1) 秘密である旨の表示をした書面で開示された相手方固有の業務上、技術上又は販売上の情報
 - (2) 秘密である旨明示して口頭若しくはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上又は販売上の情報であって、開示後 10 日以内に相手方に書面で提示された情報
 - (3) 本契約の内容及び本契約に基づき作成される文書図画その他の一切の情報
 - (4) 甲の管理に属するシステム又はネットワークの詳細及び第三者の知的財産権に属する情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとする。
- (1) 開示の時点で既に公知のもの又は開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という)の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
- 3 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に関連して知り得た秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 4 前項にかかわらず、甲及び乙は、裁判所の命令その他法令により第三者への開示又は提供を強制されたときは、可能な範囲内で最大限に秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求したうえで、秘密情報を当該第三者に開示又は提供することができる。
- 5 乙は、再委託先に対して、本条規定の秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課し、かつ甲の書面による事前の承認を得たうえで、第1項に規定する甲の秘密情報を開示又は提供することができるものとする。
- 6 第1条第1項の規定にかかわらず、本契約に関連して別途甲乙間で秘密保持に関する契約等を締結しているとき又は締結するときは、当該契約等の規定と本契約が異なる範囲において、当該契約等の規定が本契約に優先して適用されるものとする。
- 7 本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

(変更契約)

第8条 甲及び乙は、本契約記載の事項につき変更する事由が生じた場合は、速やかに変更契約を締結しなければならない。

(遅延賠償金)

第9条 甲又は乙が、本契約により生ずる金銭債務(手形債務を含む)の弁済を怠ったときは、相手方に対し支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償金として徴収する。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、決定された期限内に第5条に規定する検収を完了することができないとき（第10条により契約を解除した場合を除く。）は、甲は乙より遅延賠償金を徴したうえで、履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延賠償金は、延長日数に応じて、第1項の規定する額とする。

（契約の解除）

第10条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方は何らの通知等を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 乙が別紙仕様書に定めたサービス提供基準を著しく逸脱する等、業務を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) 甲及び乙又はその代理人若しくは使用人において、契約の締結若しくは履行にあたり不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙若しくはその代理人若しくは使用人において、正当な理由なく甲の監督若しくは検査の実施にあたり指示に従わないとき又はその職務執行を妨害したとき。
 - (4) 乙の株主若しくは役員の変更又は主要な使用人の退職により、この契約の履行が従前と比して著しく困難になったとき。
 - (5) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (6) 乙が銀行取引停止処分又は差押、仮差押、仮処分若しくは競売その他の強制執行若しくは租税滞納処分を受けたとき。
 - (7) 乙において破産、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき又は清算に入ったとき。
 - (8) 乙が解散しようとし、若しくは営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとし、若しくは転廃業しようとしたとき又は監督官公庁から営業の取消若しくは停止等の処分を受けたとき。
 - (9) 前各号のほか、本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。
- 2 甲又は乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。
- 3 甲又は乙の事情により一方が契約の解除を申し出たときは、その日から14日以内に甲及び乙による協議を行うこととする。この場合において、解除の期日その他の条件については、当該協議の場において決定することとし、その内容については甲乙それぞれが記名押印した書面を交換することで確認することとする。

（債務不履行責任）

第11条 甲及び乙は、本契約に基づく債務を履行しないこと、又は前条第1項第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、その損害額等について協議のうえ、本契約の解除の有無にかかわらず、契約金額相当額を限度として賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害並びに当事者の予見し得ない特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、

賠償責任の範囲外とする。

(一般的損害及び不可抗力による損害)

第 12 条 乙の責めに帰すべき事由により業務履行中に発生した損害は、乙の負担とする。

ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 甲は、不可抗力によって生じた損害について、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認めるときは、損害額を認定し、その一部を負担することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第 13 条 この契約の履行につき第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責及び負担については、甲乙協議して決定することとする。

(管轄裁判所)

第 14 条 本契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第 15 条 本契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

(遵守義務)

第 16 条 乙は、本契約条項のほか、浦添市及びその執行機関の定める例規その他の法令を遵守しなければならない。

(契約不適合責任)

第 17 条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完

を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第 18 条 甲は、引き渡された成果物等に関し、引渡しを受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 甲が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 甲は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

第二部 デスクトップサービスに関する条項

(担当者の守秘義務)

- 第 19 条 本契約に基づき業務を行う乙の担当者は、本契約に基づき取り扱う一切の情報について内容の如何を問わず他人に漏洩してはならない。甲又は甲の代理人若しくは使用人より聴取した事項その他甲の管理に属する施設内において自らの意思にかかわらず知り得た情報のうち、秘密情報である旨を告知されたものについても同様とする。
- 2 前項の規定については、当該担当者の退職後も永久にその義務が存するものとする。
 - 3 乙は、前 2 項の内容を自らの使用人に周知徹底させるため、最大限の注意を払い、教育を施すなどの対策を講じなければならない。

(再委託)

- 第 20 条 乙は、本契約に基づく受注業務の全部又は一部の作業について再委託してはなら

ない。ただし、甲乙間の協議を経たうえで、甲の書面による事前の承認を得たときは、乙の責任において第三者に再委託できることとする。

- 2 前項に基づき乙が再委託した場合において、再委託先の選任及び監督並びに再委託先の実施した作業の結果については、当該再委託先が甲の指定に基づくものであるときを除き、一切の責任を乙が負うこととし、甲に影響を与えてはならない。
- 3 再委託を行うにあたっては、秘密保持義務その他の乙の義務について、乙は、再委託先に対しても遵守させる責任を負うものとする。この場合において、第 19 条第 2 項の規定は再委託先についても適用されるものとする。